

日本薬局学会 認定制度委員会細則

第1条（目的）

認定制度委員会（以下「本委員会」）は、日本薬局学会の目的に沿い、以下の事項を実施することを目的とする。

1. 日本薬局学会認定薬剤師制度の評価に関する事項
2. 薬剤師認定制度認証機構（CPC）の認証取得に関する事項

第2条（活動内容）

本委員会は、以下の活動を行う。

1. 日本薬局学会の認定制度運営の適正な実施に関わる評価を行う
2. 日本薬局学会の認定制度運営の改善に向けた検討を行う
3. 教育検討委員会および研修委員会と連携し、薬剤師認定制度認証機構（CPC）に関わる情報収集を行う

附則

1. 本細則は日本薬局学会理事会の承認を得た後、施行する。
2. 細則の改廃は、委員会提案を基に理事会の承認を得ることで行う。